本原原発第38号令和6年2月19日

原子力規制委員会 殿

名古屋市東区東新町1番地 中部電力株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 林 欣吾

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変 更 認 可 申 請 書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24 第1項の規定に基づき、下記のとおり浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 の変更認可を申請致します。

記

1. 変更の内容

昭和49年5月27日付け49原第4719号で認可を受け、別表のとおり変更認可を受けた浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定について、別添(1)「浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表(第1編)」の変更後欄及び別添(2)「浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表(第2編)」の変更後欄のとおり変更する。(ただし、下線は含まない。)

2. 変更の理由

(1)原子力本部の管理体制の見直しに伴う保安に関する組織及び職務の変更原子力本部の管理体制について、原子力部門を統括する原子力本部長が現場との距離を縮め、経営層の立場から浜岡原子力発電所の運営に関する諸課題に対して迅速な判断・対応を行うため、現行の原子力本部長一原子力部長一浜岡原子力総合事務所長一発電所長といった四階層の体制を見直し、発電所長を原子力部長管下から原子力本部長直下に所管変更するとともに、浜岡原子力総合事務所長を廃止し、原子力本部長が、原子力部長、原子力土建部長、原子燃料サイクル部長及び発電所長の行う保安活動を直接的に統括する体制とする。

本変更に伴い、保安に関する組織及び職務が一部変更となることから、保安 規定第1編及び第2編の関連条文を変更する。

3. 施行期日

本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から施行する。

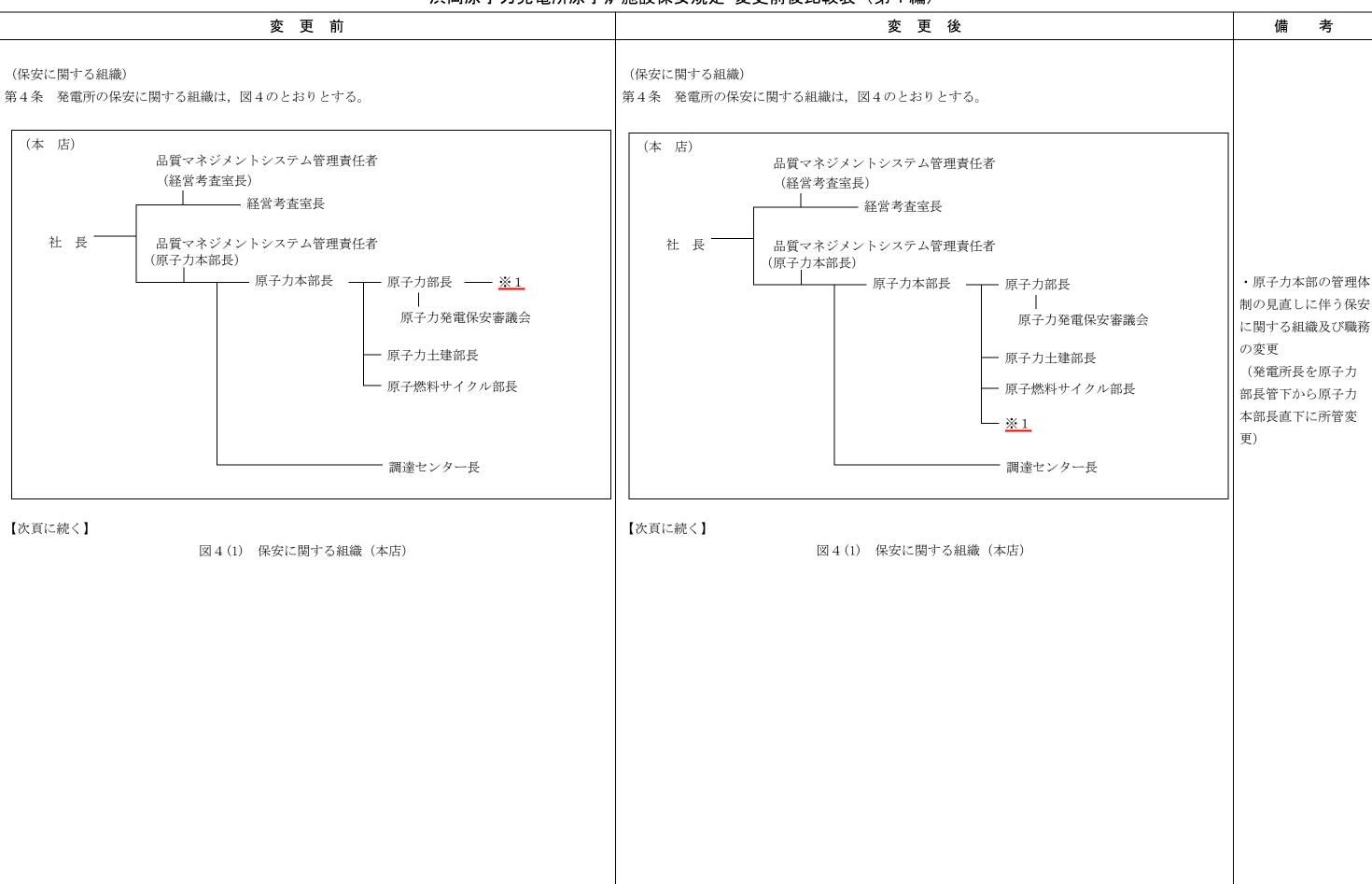
以上

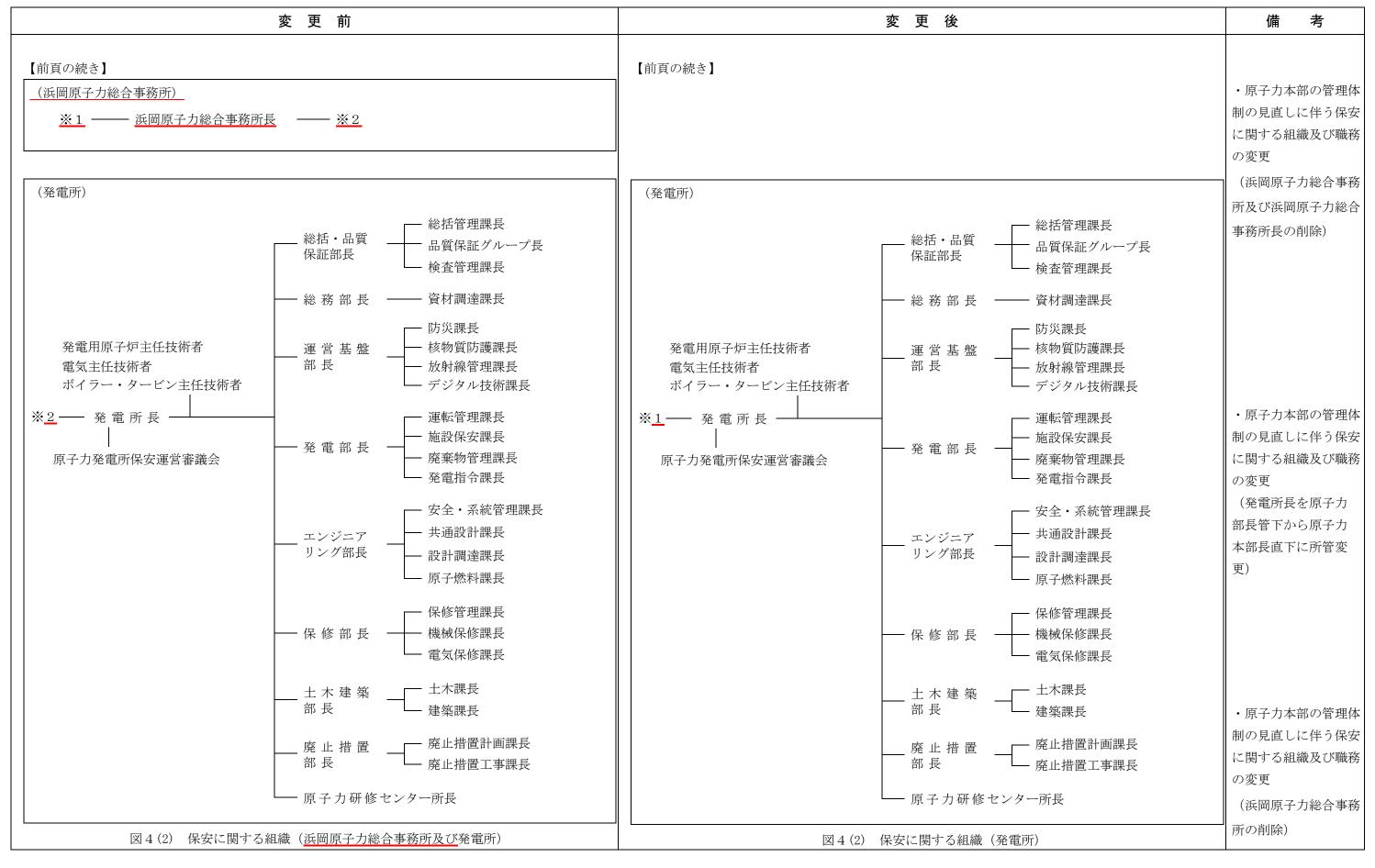
浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可の経緯

| | 認可年月日 | 認可番号 |
|--|--|---|
| 1 | 昭和50年7月15日 | 50原第6031号 |
| 2 | 昭和50年10月15日 | 50原第8085号 |
| 3 | 昭和51年6月1日 | 51安第3238号 |
| 4 | 昭和51年12月13日 | 51安(原規)第186号 |
| 5 | 昭和52年5月31日 | 52安(原規)第134号 |
| 6 | 昭和52年10月3日 | 52安(原規)第270号 |
| 7 | 昭和53年1月26日 | 53安(原規)第16号 |
| 8 | 昭和54年7月10日 | 54資庁第8348号 |
| 9 | 昭和54年9月6日 | 54資庁第9989号 |
| 1 0 | 昭和54年10月22日 | 54資庁第12097号 |
| 1 1 | 昭和54年12月8日 | 54資庁第15931号 |
| 1 2 | 昭和55年5月6日 | 55資庁第4940号 |
| 1 3 | 昭和55年8月5日 | 55資庁第9528号 |
| 1 4 | 昭和55年8月29日 | 55資庁第10602号 |
| 1 5 | 昭和56年3月30日 | 56資庁第2662号 |
| 1 6 | 昭和56年6月19日 | 56資庁第7444号 |
| 1 7 | 昭和56年8月20日 | 56資庁第10448号 |
| 1 8 | 昭和57年2月26日 | 57資庁第2530号 |
| 1 9 | 昭和57年7月31日 | 57資庁第10881号 |
| 2 0 | 昭和58年8月29日 | 58資庁第11217号 |
| 2 1 | 昭和59年5月18日 | 59資庁第4765号 |
| 2 2 | 昭和59年8月17日 | 59資庁第10192号 |
| 2 3 | 昭和59年12月10日 | 5 9 資庁第1 3 4 4 9 号 |
| 2 4 | 昭和60年5月1日 | 60資庁第4679号 |
| 2 5 | 昭和60年7月25日 | 60資庁第8889号 |
| 2 6 | 昭和61年10月15日 | 6 1 資庁第 1 1 6 4 5 号 |
| 2 7 | 昭和62年6月29日 | 6 2 資庁第 8 2 0 6 号 |
| 2 8 | 昭和62年8月25日 | 6 2 資庁第 1 0 2 6 5 号 |
| 2 9 | 昭和63年2月4日 | 6 2 資庁第 1 6 3 3 4 号 |
| 3 0 | 昭和63年4月6日 | 6 3 資庁第 2 5 0 0 号 |
| 3 1 | 平成元年3月31日 | 元資庁第3500号 |
| 3 2 | 平成2年3月23日 平成2年9月25日 | 2 資庁第1878号 |
| 3 3 | | 2 資庁第 9 8 2 0 号 |
| | | |
| | | · · |
| | | · |
| | | · · |
| | | · |
| | | · |
| | | |
| | | · · |
| | | |
| 3 4 3 5 3 6 3 7 3 8 3 9 4 0 4 1 4 2 4 3 | 平成3年1月17日 平成4年5月13日 平成4年11月6日 平成5年6月25日 平成6年1月19日 平成6年9月26日 平成7年10月23日 平成8年3月28日 平成8年6月25日 平成8年12月20日 | 2 資庁第14526号 4 資庁第5719号 4 資庁第12030号 5 資庁第7245号 5 資庁第13491号 6 資庁第10233号 7 資庁第12069号 8 資庁第1893号 8 資庁第6659号 |

| | 認可年月日 | 認可番号 |
|-------------------|---------------------------|--|
| 4 4 | 平成9年6月26日 | 平成09・06・11資第7号 |
| 4 5 | 平成10年12月17日 | 平成10・11・24資第35号 |
| 4 6 | 平成11年7月9日 | 平成11・05・31資第11号 |
| 4 7 | 平成13年1月5日 | 平成12・08・31資第17号 |
| 4 8 | 平成13年2月23日 | 平成12 00 01質別17号 |
| 4 9 | 平成13年3月30日 | 平成13・03・23原第8号 |
| 5 0 | 平成13年3月30日 | 平成13・03・23/(3/3/3/3/3/3/3/3/3/3/3/3/3/3/3/3/3/3/ |
| 5 1 | 平成13年10月23日 | 平成13 03 12 派 3 3 7 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 |
| 5 2 | 平成14年3月18日 | 平成14・08・21原第10号 |
| 5 3 | 平成14年3月20日 | 平成14 03 21 派第109 平成14・12・04原第2号 |
| 5 4 | 平成14年12月20日 | 平成15・04・10原第18号 |
| 5 5 | 平成15年8月6日 | 平成15・04・10/// 183号 平成15・06・26原第3号 |
| 5 | 平成13年8月8日 | 平成13・00・20原第3号 |
| 5 7 | 平成13年11月1日平成16年5月20日 | 平成15・12・18原第12号 |
| 5 <i>7</i> 5 8 | 平成16年3月20日 | 平成13・12・18原第129 |
| 5 9 | 平成16年6月3日 平成16年10月15日 | 平成16・07・09原第21万平成16・09・29原第3号 |
| 6 O | 平成10年10月13日 平成17年1月11日 | 平成16・09・29原第3号 |
| 6 1 | 平成17年1711日平成17年12月20日 | 平成10・12・01原第3号 |
| 6 2 | 平成17年12月20日 平成18年2月22日 | 平成18・01・31原第12号 |
| 63 | | |
| | 平成18年6月15日 | 平成18・05・29原第2号 |
| 6 4 6 5 | 平成18年11月1日 | 平成18・10・18原第9号 平成19・04・02原第5号 |
| 6 6 | 平成19年4月25日 | 平成19・04・02原第39 |
| 67 | 平成19年6月22日 平成19年9月18日 | |
| 6 8 | | 平成19・07・27原第13号 |
| 6 9 | 平成19年12月13日 | 平成19・09・28原第34号 平成19・11・30原第27号 |
| 7 0 | 平成19年12月13日 平成20年6月23日 | 平成19・11・30次第27号 |
| 7 1 | 平成20年8月23日 | 平成20・00・02原第279 |
| 7 2 | 平成20年3月22日 | 平成20・09・01原第9号 |
| 7 3 | 平成20年3月13日 | 平成20・10・31原第20号 |
| 7 4 | 平成20年12月12日 | 平成20・12・22原第18号 |
| 7 5 | 平成21年1月13日 | 平成20 12 22 派 |
| 7 6 | 平成21年2月19日 | 平成21・02・03//3/24/3 |
| 7 7 | 平成21年11月18日 | 平成21・10・14原第9号 |
| 7 8 | 平成22年2月25日 | 平成22・01・29原第10号 |
| 7 9 | 平成22年6月24日 | 平成22・05・31原第4号 |
| 8 0 | 平成22年12月13日 | 平成22・10・07原第2号 |
| 8 1 | 平成23年2月16日 | 平成23・02・01原第4号 |
| 8 2 | 平成23年4月5日 | 平成23・03・02原第8号 |
| 8 3 | 平成23年5月6日 | 平成23・04・06原第15号 |
| 8 4 | 平成23年5月11日 | 平成23・04・22原第12号 |
| 8 5 | 平成23年6月29日 | 平成23・06・06原第8号 |
| 8 6 | 平成24年9月6日 | 20120813原第37号 |
| 8 7 | 平成25年5月8日 | 原管廃収第130212001号 |
| 8 8 | 平成25年6月28日 | 原管B発第1306272号 |
| 3 3 | 1//4 = 0 0// 1 0 | /// I = /I/W I = 0 0 0 I I I I V |

| | 認可年月日 | 認可番号 |
|-------|-------------|----------------|
| 8 9 | 平成25年12月24日 | 原管B発第1312241号 |
| 9 0 | 平成26年2月21日 | 原管廃発第1402192号 |
| 9 1 | 平成26年6月25日 | 原規規発第1406244号 |
| 9 2 | 平成26年9月3日 | 原規規発第1409022号 |
| 93 | 平成26年11月7日 | 原規規発第1411062号 |
| 9 4 | 平成27年6月10日 | 原規規発第1506101号 |
| 9 5 | 平成28年2月3日 | 原規規発第16020317号 |
| 9 6 | 平成28年3月2日 | 原規規発第1603024号 |
| 9 7 | 平成28年3月24日 | 原規規発第16032416号 |
| 9 8 | 平成29年3月2日 | 原規規発第1703021号 |
| 9 9 | 平成29年4月27日 | 原規規発第17042711号 |
| 100 | 平成29年8月16日 | 原規規発第1708162号 |
| 1 0 1 | 平成30年3月12日 | 原規規発第1803128号 |
| 102 | 平成30年8月21日 | 原規規発第1808215号 |
| 103 | 令和元年9月3日 | 原規規発第1909034号 |
| 1 0 4 | 令和2年2月7日 | 原規規発第2002072号 |
| 1 0 5 | 令和2年6月3日 | 原規規発第2006037号 |
| 106 | 令和2年8月31日 | 原規規発第2008311号 |
| 1 0 7 | 令和3年3月31日 | 原規規発第2103312号 |
| 108 | 令和4年5月25日 | 原規規発第2205251号 |
| 109 | 令和4年11月9日 | 原規規発第2211092号 |
| 1 1 0 | 令和5年6月1日 | 原規規発第2306012号 |
| 1 1 1 | 令和5年8月28日 | 原規規発第2308281号 |
| 1 1 2 | 令和5年12月21日 | 原規規発第2312213号 |

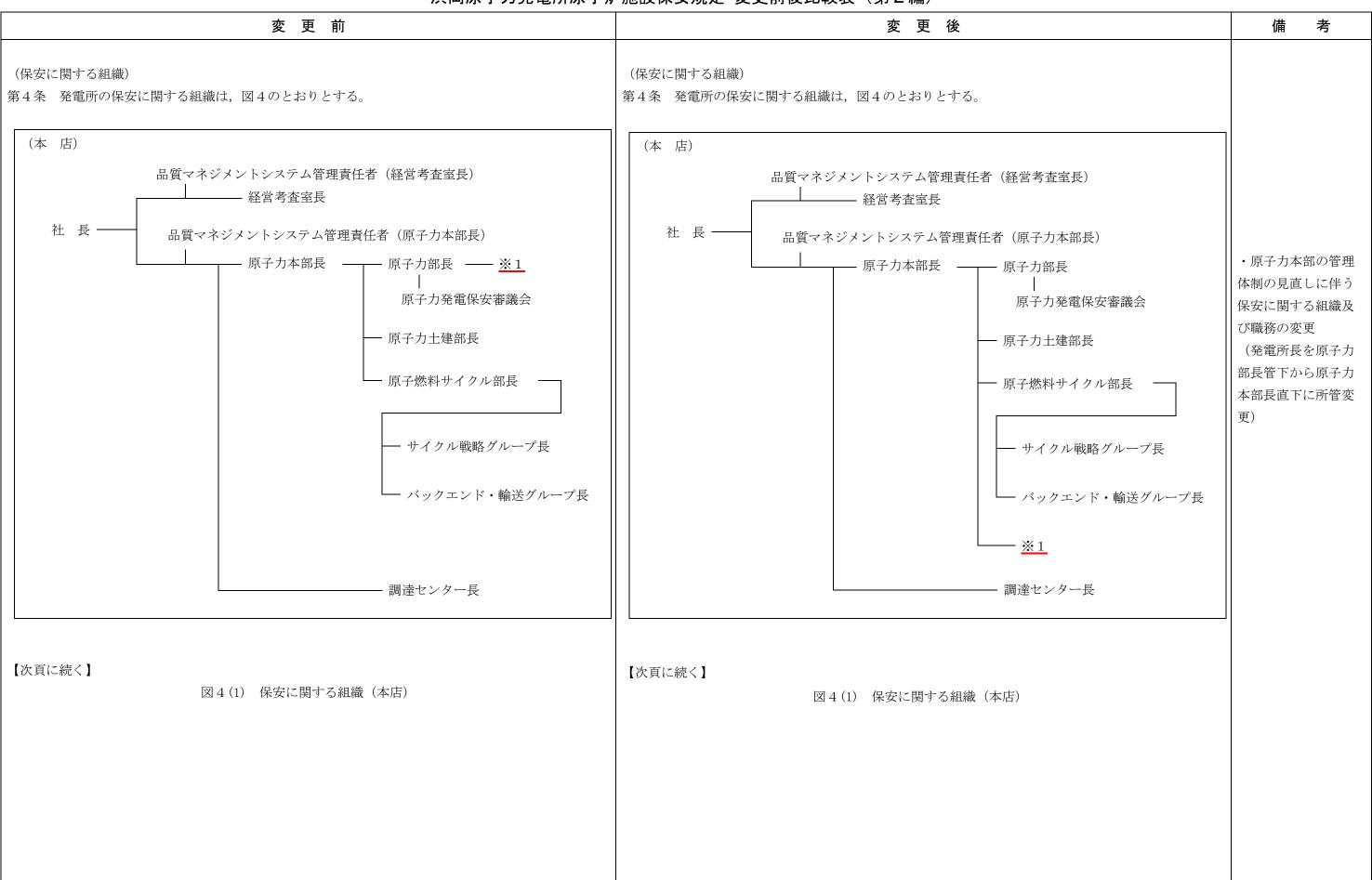


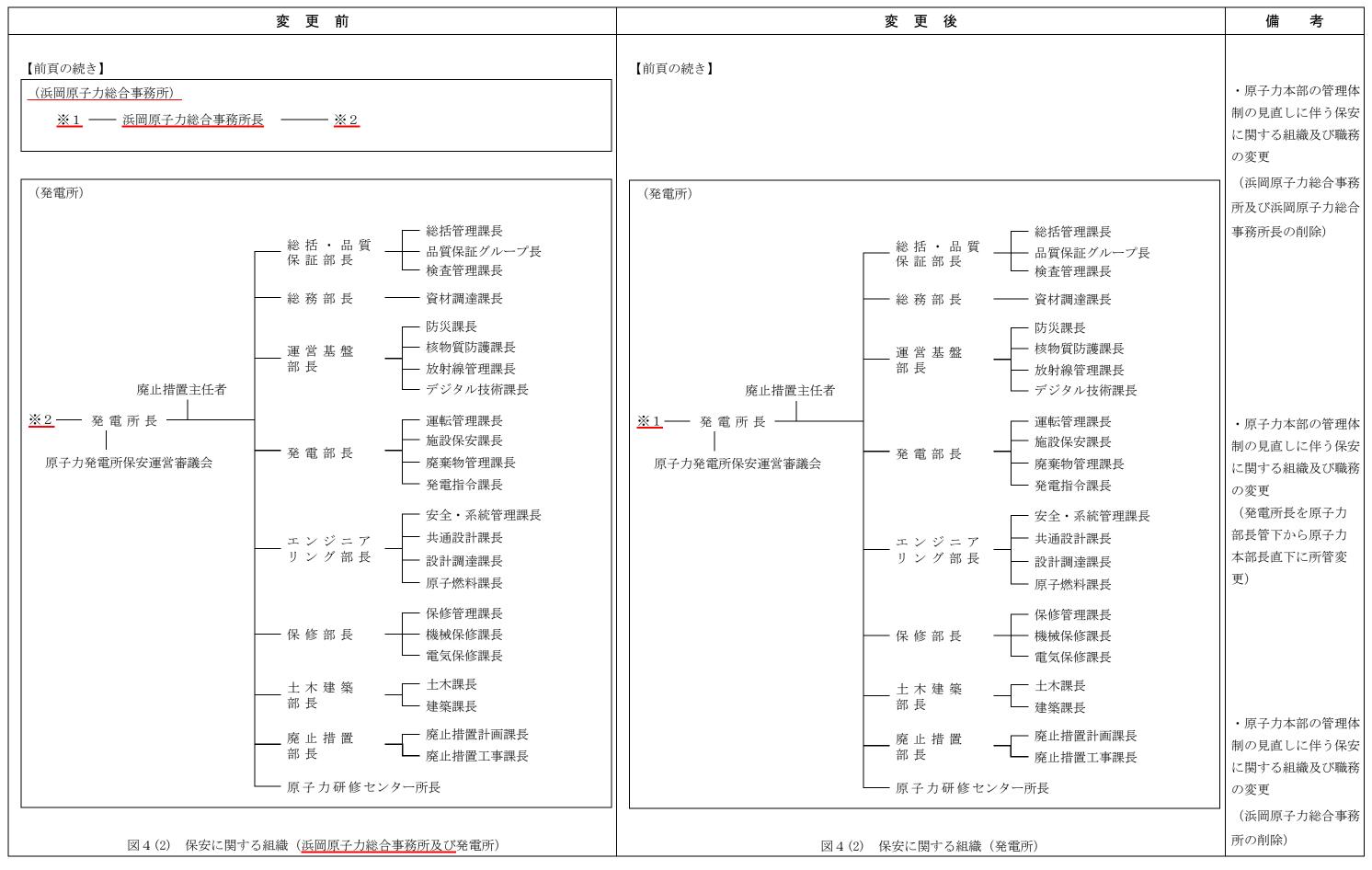


| 浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表 (第 1 編) | | | |
|--|--|------------|--|
| 変更前 | 変更後 | 備考 | |
| (保安に関する職務) | (保安に関する職務) | | |
| 第5条 職務については、以下に定める保安に関する職務のほか、会社規程である組織管理規程に従っ | 第5条 職務については,以下に定める保安に関する職務のほか,会社規程である組織管理規程に従っ | | |
| て行う。 | て行う。 | | |
| 2 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。 | 2 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。 | | |
| (1) [略] | (1) [略] | | |
| (2) [略] | (2) [略] | | |
| (3) 原子力本部長は、品質保証活動(内部監査を除く。)の実施に係る品質マネジメントシステム管 | (3) 原子力本部長は、品質保証活動(内部監査を除く。)の実施に係る品質マネジメントシステム管 | | |
| 理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、原子力部門及び原 | 理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、原子力部門及び原 | | |
| 子力関係部門における関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な | 子力関係部門における関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全 | | |
| 安全文化を育成及び維持するための活動を統括すると共に、原子力部長、原子力土建部長 <u>及び</u> 原 | な安全文化を育成及び維持するための活動を統括すると共に,原子力部長,原子力土建部長,原 | ・原子力本部の管理体 | |
| 子燃料サイクル部長の行う保安活動を統括する。 | 子燃料サイクル部長 <u>及び発電所長</u> の行う保安活動を統括する。 | 制の見直しに伴う保安 | |
| (4) 原子力部長は,原子力発電保安審議会の委員長として,原子炉施設の保安に関する基本的重要 | (4) 原子力部長は,原子力発電保安審議会の委員長として,原子炉施設の保安に関する基本的重要 | に関する組織及び職務 | |
| 事項の審議を主宰すると共に、 <u>浜岡原子力総合事務所長の行う保安活動</u> を統括する。また、原子 | 事項の審議を主宰すると共に、原子力部における発電所の保安に関する業務を統括する。また、 | の変更 | |
| 力部門及び原子力関係部門における関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活 | 原子力部門及び原子力関係部門における関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるため | (浜岡原子力総合事 | |
| 動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を行う。 | の活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を行う。 | 務所長の職務を原子 | |
| (5) [略] | (5) [略] | 力本部長の職務に移 | |
| (6) [略] | (6) [略] | 管) | |
| (7) [略] | (7) [略] | (原子力部長の原子力 | |
| 3 浜岡原子力総合事務所長は、発電所長の行う保安活動を統括する。 | | 部における職務の明確 | |
| 4 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。 | 3 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。 | 化) | |
| (1) 発電所長(以下「所長」という。)は,保安に関する業務を統括する。 | (1) 発電所長(以下「所長」という。)は, <u>発電所における</u> 保安に関する業務を統括する。 | (浜岡原子力総合事務 | |
| (2) ~ (31) [略] | (2) ~ (31) [略] | 所長の職務の削除) | |
| (32) 第 <u>4</u> 項(3)から(29)の課長及びグループ長(以下「課長」という。),廃止措置計画課長,廃止 | (32) 第 <u>3</u> 項(3)から(29)の課長及びグループ長(以下「課長」という。),廃止措置計画課長,廃止 | (発電所長の発電所 | |
| 措置工事課長並びに原子力研修センター所長(以下「部署の長」という。)は、組織管理規程に | 措置工事課長並びに原子力研修センター所長(以下「部署の長」という。)は、組織管理規程に | における職務の明確 | |
| 定める業務分掌に基づき緊急時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。 | 定める業務分掌に基づき緊急時の措置,保安教育並びに記録及び報告を行う。 | 化) | |
| (33) [略] | (33) [略] | (第3項の削除に伴う | |
| (34) 各部署の長は、第 <u>4</u> 項に定める業務の遂行にあたって、グループ員、課員(当直員を含む。) | (34) 各部署の長は、第 <u>3</u> 項に定める業務の遂行にあたって、グループ員、課員(当直員を含む。) | 項番号の繰り上げ) | |
| 又は原子力研修センター員(以下「グループ員」という。)を指示・指導し、所管する業務を遂 | 又は原子力研修センター員(以下「グループ員」という。)を指示・指導し、所管する業務を遂 | | |
| 行する。また,グループ員は,各部署の長の指示・指導に従い,業務を遂行する。 | 行する。また,グループ員は,各部署の長の指示・指導に従い,業務を遂行する。 | | |

| 変更前 | 変更後 | 備 | 考 |
|---|---|--------|-------|
| | | | |
| (原子力発電所保安運営審議会) | (原子力発電所保安運営審議会) | | |
| 第7条 発電所に原子力発電所保安運営審議会(以下「保安運営審議会」という。)を設置する。 | 第7条 発電所に原子力発電所保安運営審議会(以下「保安運営審議会」という。)を設置する。 | | |
| 2 [略] | 2 [略] | | |
| 3 [略] | 3 [略] | | |
| 4 保安運営審議会は、委員長、発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任 | 4 保安運営審議会は、委員長、発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任 | | |
| 技術者及び第5条第 <u>4</u> 項(2)から(32)に定める職位の内,発電指令課長を除く各職位に加え,委員長 | 技術者及び第5条第 <u>3</u> 項(2)から(32)に定める職位の内,発電指令課長を除く各職位に加え,委員長 | ・原子力本部 | の管理体 |
| が指名した者で構成する。 | が指名した者で構成する。 | 制の見直しに | .伴う保安 |
| | | に関する組織 | 及び職務 |
| | | の変更 | |
| | | (第5条第3 | 項の削除 |
| | | に伴う項番号 | ・の繰り上 |
| | | げ) | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|-----|--|--------------------|
| | 附 則 (令和 年 月 日 第 号) (施行期日) 第1条 本規定は,原子力規制委員会の認可を受けた後,当社が定める日から施行する。 | ・附則第1条に施行期日 を規定 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |





| 浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表(第2編) | | | |
|--|---|---|-----------------------|
| 変更前 | 変更後 | 備 | 考 |
| (保安に関する職務) 第5条 廃止措置に関する職務については、以下に定める保安に関する職務のほか、会社規程である組織管理規程に従って行う。 2 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。 (1) [略] (2) [略] (3) 原子力本部長は、品質保証活動(内部監査を除く。)の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、原子力部門及び原子力関係部門における関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括すると共に、原子力部長、原子力土建部長及び原子燃料サイクル部長の行う保安活動を統括する。 (4) 原子力部長は、原子力発電保安審議会の委員長として、原子炉施設の保安に関する基本的重要事項の審議を主宰すると共に、浜岡原子力総合事務所長の行う保安活動を統括する。また、原子力部門及び原子力関係部門における関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動がびに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を行う。 (5) [略] (6) [略] (7) [略] | 理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、原子力部門及び原子力関係部門における関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括すると共に、原子力部長、原子力土建部長、原子燃料サイクル部長及び発電所長の行う保安活動を統括する。 (4) 原子力部長は、原子力発電保安審議会の委員長として、原子炉施設の保安に関する基本的重要 | 制の見直しに関する組の見する組の要更の経過では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般 | 務を原子 |
| 3 浜岡原子力総合事務所長は、発電所長の行う保安活動を統括する。 4 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。 (1) 発電所長(以下「所長」という。)は、保安に関する業務を統括する。 (2) ~ (28) [略] (29) 第4項(3)から(27)の課長及びグループ長(以下「課長」という。)、施設保安課長、共通設計課長、設計調達課長、保修管理課長、機械保修課長並びに原子力研修センター所長(以下「部署の長」という。)は、組織管理規程に定める業務分掌に基づき緊急時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。 (30) [略] (31) 各部署の長は、第4項に定める業務の遂行にあたって、グループ員、課員(当直員を含む。)又は原子力研修センター員(以下「グループ員」という。)を指示・指導し、所管する業務を遂行する。また、グループ員は、各部署の長の指示・指導に従い、業務を遂行する。 | 3 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。 (1) 発電所長(以下「所長」という。)は、発電所における保安に関する業務を統括する。 (2)~ (28) [略] (29) 第3項(3)から(27)の課長及びグループ長(以下「課長」という。)、施設保安課長、共通設計課長、設計調達課長、保修管理課長、機械保修課長並びに原子力研修センター所長(以下「部署の長」という。)は、組織管理規程に定める業務分掌に基づき緊急時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。 (30) [略] (31) 各部署の長は、第3項に定める業務の遂行にあたって、グループ員、課員(当直員を含む。)又は原子力研修センター員(以下「グループ員」という。)を指示・指導し、所管する業務を遂行する。また、グループ員は、各部署の長の指示・指導に従い、業務を遂行する。 | 所長の職務 (発電所長 における職 化) | の発電所の発電所の発電所の発電が明確に伴う |

| 変更前 | 変更後 | 備 | 考 |
|--|--|--------|-------|
| | | | |
| (原子力発電所保安運営審議会) | (原子力発電所保安運営審議会) | | |
| 第7条 発電所に原子力発電所保安運営審議会(以下「保安運営審議会」という。)を設置する。 | 第7条 発電所に原子力発電所保安運営審議会(以下「保安運営審議会」という。)を設置する。 | | |
| 2 [略] | 2 [略] | | |
| 3 [略] | 3 [略] | | |
| 4 保安運営審議会は、委員長、廃止措置主任者及び第5条第 <u>4</u> 項(2)から(29)に定める職位の内、発 | 4 保安運営審議会は、委員長、廃止措置主任者及び第5条第 <u>3</u> 項(2)から(29)に定める職位の内、発 | ・原子力本語 | 部の管理体 |
| 電指令課長を除く各職位に加え、委員長が指名した者で構成する。 | 電指令課長を除く各職位に加え、委員長が指名した者で構成する。 | 制の見直しい | こ伴う保安 |
| | | に関する組織 | 能及び職務 |
| | | の変更 | |
| | | (第5条第 | 3項の削除 |
| | | に伴う項番号 | 号の繰り上 |
| | | げ) | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

| 変更前 | 変 更 後 | 備考 |
|-----|--|--------------------|
| | 附 則 (令和 年 月 日 第 号) (施行期日) 第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から施行する。 | ・附則第1条に施行期日 を規定 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |